

中央区の歌選考会における選考基準等

1 開催の条件

別紙「中央区の歌選考委員会設置要綱」に基づいて定めた委員数の過半数を超えるものとする。

2 選考基準

- (1) 子どもからお年寄りまで、区民みんなが歌える楽曲であること。
- (2) 子どもからお年寄りまで、区民みんなで歌える楽曲であること。
- (3) 未来に向かって夢と希望を持てる楽曲であること。

3 選考方法

中央区の歌選考委員会設置要綱に基づき、選考委員会を設置し、応募作品の中から3曲まで選考することとする。その後、一般による投票・団体による投票を行い、最優秀賞1作品、優秀賞2作品を決定する。

なお、選考に公正を期すため、応募者の個人情報は伏せるとともに、楽曲を聴いての選考においては、応募のあった楽譜や音源をもとに同一の音色にしたものを使用することとする。

具体的な順序は下記の通りとする。

(1) 第1次的選考

音楽の専門家に依頼し、全ての応募作品（146作品）の中から11曲を選出し、選出された楽曲については選考委員会にて承認を行う。

選考基準は「2 選考基準」に加え、以下の基準を加える。

- ア 音楽的に理に適った曲であること。
- イ 歌詞をのせた際に歌いやすい曲であること。
- ウ 音程など突飛過ぎる（歌いにくい）曲でないこと。

(2) 第2次的選考

第1次的選考で選ばれた楽曲について、選考委員による段階的な投票を行い、3曲を選出する。

選考の基準は「2 選考基準」に加え、中央区の歌としてさまざまな場面での利用・活用がイメージできる楽曲であることも加味し、選考する。

審査の視点を参考に、選考基準に基づく5段階評価での選考とする。

- ①別紙【採点票（1回目）】により、5段階（5点満点）で評価する。
- ②各委員の採点票を回収し、各楽曲の総得点数を計算し、上位5曲を選出する。
- ③別紙【採点票（2回目）】により、1回目の投票と同様に、再度評価する。
- ④各委員の採点票を回収し、各楽曲の総得点数を計算し、上位3曲を選出する。

4 投票方法

第2次的選考（2回目）により選考された3曲を対象に、一般投票、団体投票を実施する。詳細は別に定める。なお、得票数によって、最優秀賞、優秀賞を決定する。

5 その他

最優秀賞へ投票した人の中から抽選で5名の方に記念品を差しあげる。

商品内容などは別に定める。

【楽曲選考イメージ図】

